

文京区立目白台運動公園
指定管理者の管理運営に対する評価報告書
【平成26年度実績】

平成27年7月

文京区立目白台運動公園評価検討会

所管課	土木部みどり公園課
評価対象期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 (指定期間5年中の1年目)

1 指定管理の概要

施設名称	文京区立目白台運動公園
施設の設置目的	区立公園の健全な発達を図り、もって区民の福祉増進に資することを目的とする。
指定管理者名称	目白台運動公園・西武パートナーズ
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 公園施設の使用の受付及び案内に係る業務 (2) 公園施設を使用した文化スポーツ事業の実施に係る業務 (3) 公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持管理に係る業務 (4) 物件を設けない占用の許可に係る事務 (5) 有料公園施設の使用承認に係る業務 (6) 文京区立公園条例（昭和55年4月文京区条例第22号）第23条に規定する監督処分に係る業務 (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する公の施設の利用に係る料金の收受に係る業務 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務
利用料金制の有無	有

2 収支状況

(1) 指定管理料及び利用料金

年度		26	27	28	29	30
収 入	指定管理料	43,182,856				
	運動施設利用料	14,097,870				
	駐車場利用料	7,860,100				
	占用料	190,317				
	雑収入	1,570				
	合計(A)	65,332,713	0	0	0	0
支 出	事務管理費	4,881,730				
	植栽管理費	10,718,746				
	施設保守点検費	3,818,426				
	衛生管理費	5,927,882				
	機械警備費	139,860				
	駐車場管理費	1,814,400				
	動水光熱費	3,624,427				
	修繕費	630,720				
	保険料	130,273				
	事務経費	7,945,344				
	人件費	22,753,218				
合計(B)	62,385,026	0	0	0	0	
収支(A) - (B)		2,947,687	0	0	0	0
【特記事項】						

(2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

年度		26	27	28	29	30
収 入	チャレンジ体操教室	119,500				
	夏休みテニススクール	60,200				
	フットサル大会	177,600				
	サッカー教室	178,200				
	ベビーマッサージ教室	12,000				
	かけっこスクール	12,000				
	テニススクール	590,400				
	体育の日スポーツフェスタ	44,150				
	グラウンドゴルフ教室	3,300				
	ウォーキング教室	6,300				
	凧あげ教室	6,600				
	寄せ植え教室	12,500				
	ネイチャーキッズ	7,500				
	親子ガーデニング教室	18,000				
	登録証ケース	6,600				
	フットサルボールレンタル	23,400				
	タオル	3,400				
	テニスボール	6,500				
	自動販売機	2,956,486				
	合計（A）	4,244,636	0	0	0	0
支 出	チャレンジ体操教室	334,800				
	七夕飾りを作ろう	984				
	夏休みテニススクール	51,840				
	フットサル大会	144,000				
	サッカー教室	157,200				
	ベビーマッサージ教室	26,728				
	かけっこスクール	20,000				
	テニススクール	374,760				
	体育の日スポーツフェスタ	262,017				
	グラウンドゴルフ教室	15,000				
	健康サポートステーション	7,105				
	ウォーキング教室	30,000				
	愛犬とのふれあい教室	150,000				
	凧あげ教室	33,411				
	自然観察と撮影会	5,000				
	寄せ植え教室	29,378				
	ネイチャーキッズ	107,784				
	どんぐり里子プランター	54,216				
	親子ガーデニング教室	44,694				
	防災フェスタ	61,927				
登録証ケース	5,175					
タオル	3,376					
テニスボール	18,554					
自動販売機	396,865					
自動販売機還元金	1,791,000					
合計（B）	4,125,814	0	0	0	0	
収支（A）－（B）	118,822	0	0	0	0	
【特記事項】						

3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	土木部長 中島 均
2	副座長	土木部みどり公園課長 橋本 万多良
3	委員	土木部管理課長 小野 光幸
4	委員	アカデミー推進部スポーツ振興課長 細矢 剛史
5	委員	青木 稔 (施設利用者)
6	委員	星 多津子 (施設利用者)

4 評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	業務要求水準書	①②③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱
2	基本協定書、平成26年度協定書	①②③⑤⑥⑪⑭⑮⑯⑰⑱
3	企画提案書	①②⑩⑫⑬
4	平成26年度事業計画書	①②⑨⑩⑬
5	平成26年度事業報告関係書、月次報告	①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑬⑭
6	利用者との意見交換	③
7	利用者満足度調査報告書(アンケート)	③⑤⑥
8	利用者からの意見・要望を受けて改善したこと	③④⑥
9	広報物(チラシ・ニュースレター・ホームページ等)	④
10	収入日計表等金銭管理関係書	⑪
11	勤務シフト表	⑫
12	接遇マニュアル	⑬
13	各研修・防災訓練実施状況、資料	⑬⑱
14	業務日報、施設管理業務資料	⑭
15	供用備品現在高調書	⑮
16	個人情報保護マニュアル、台帳	⑯
17	情報公開規程、実績	⑰
18	緊急連絡網	⑱
19	安全対策マニュアル	⑱
20	事故報告書	⑱
21	省エネやゴミの削減など環境に配慮した取組	⑧⑱
22	モニタリング結果	⑥⑬⑭⑰⑱

5 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性 【配点40点】	B 35点	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	3	3
		② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	8	4	8
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	3	3
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	4	4
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	3	6
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	8	4	8
	【評価理由】 ①住民参加の公園づくりは意見交換会の段階であるが、芝生のコンディション上昇など区が求めた公園施設に係る業務、利用促進を図る自主事業は適切に実施されている。 ②新たな自主事業のプログラムが積極的に計画され、計画に基づいた事業が適切に実施されている。 ③利用者との意見交換会、アンケート、窓口で利用者からの意見・要望を収集し、対応できる内容について改善を図っている。 ④従来からの目白台ニュースやホームページによる周知に加え、町会掲示板による周知を3町会から5町会に増やし、地域広報を充実させている。また、区内地下鉄駅にイベントチラシを設置し、効果的な広報活動を行っている。 ⑤アンケート結果において、利用者満足度は前年度より上昇し、高い評価を得ている。 ⑥第三者機関によりアンケート結果を分析し、苦情要望の対応を検討するとともに、利用者より受けた苦情について毎月区へ報告し、適切に対応している。 ⑦フットサルコート、テニスコート、多目的広場及び多目的室1において、前指定期間における利用者数及び稼働率が上回っている。フットサルコートにおいては、稼働率が開園以来初めて60%を超えた。				
経費の効率性 【配点12点】	B 10点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	4	4
	【評価理由】 ⑧噴水池のポンプの調整による水道使用量の節減や、委託していた業務の一部を直営スタッフでできるものは行うなどに取り組み、効果も評価できる。 ⑨利用料金収入を含めた収入の範囲内で適切に支出されており、効果的・効率的な予算執行がなされている。 ⑩平日の利用を増加するためのきっかけを与える自主事業を行い、利用者増による利用料金収入の増加につながった。また、自主事業で支出の多かったイベントの内容を見直し、支出を抑えた。				

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性	C 26点	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
		⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	3	3
		⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失及びき損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰ 文京区情報公開条例の趣旨に則り、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	2	2
		⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
		⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
			【評価理由】 ⑪収入日計表による入出金の記録が適正に管理され、現金においては必要以上保管せず適宜銀行に預けている。また、管理本部と現場での二重チェックを行っている。 ⑫人員配置計画に基づきシフト表を作成し、適正な人員配置がなされている。（センター長、副センター長のどちらか必ず配置。受付維持スタッフ2交代常時配置。） ⑬マニュアルを利用し接客・技術研修、防災訓練等が適切に実施されている。スタッフを2班に分けて全員が受講。 ⑭事業報告書、業務日報等より、計画に基づき定期的な施設管理、清掃等適切な管理がなされている。 ⑮供用備品現在高調書により適切に備品管理されている。 ⑯個人情報保護マニュアルを作成し、取扱責任者と保護管理者を別に指名して、個人情報を台帳管理し施錠保管している。業務終了後シュレッダー処理をしておき、適正管理されている。 ⑰情報公開規程を作成し対応しているが、情報公開請求に対し、規定の期限を遅延して公開したものが1件あった。 ⑱緊急連絡網を作成し緊急時の対応に備えている。また、安全対策マニュアルにより危機管理体制の徹底、防災訓練による災害時対応の心構えを常に持っている。今年度の事故は倒木が2件あり、早急・適切な対応・報告がなされている。 ⑲こまめな消灯、エアコン設定温度監視、電動式芝刈機活用によるCO ₂ 排出量削減など様々な省エネ対策等に取り組んでいる。		
業務の改善性	— —	⑳ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
		《前回の指摘事項》 【評価理由】			

(2) 総合評価

評価	B	得点	71点 / 88点
<p>【所見】 本指定管理者の評価理由について、分野ごとにそれぞれ記載しているが、特に下記については高く評価する。</p> <p>①芝生管理において、多目的広場のライン部分やアンツーカー部分に芝生を植えて段差を解消したり、一年中緑の芝生を楽しめるよう冬芝の種の量を増やしたりすることによって、芝生のコンディションが上昇し利用者に好評であった。</p> <p>②積極的に新たな自主事業を実施し、利用者へのサービス向上及び利用促進につながっている。</p> <p>③特に広報については、区内地下鉄全駅にチラシを設置するなど積極的、効果的な利用促進を図っている。</p> <p>④年末年始の休園日を、12月28日～1月4日から12月29日～1月3日と短縮して、利用者へのサービスを図っている。</p> <p>ただし、各委員から次の意見があった。</p> <p>①接遇マニュアルは開園当初からのもので、現状の目白台運動公園に合わせた独自のものに改訂する必要があるか検討されたい。</p> <p>②省エネにおいて、提案では全国51箇所の実績を誇っており、独自開発したものなど反映できるものがあれば取り入れられたい。</p> <p>③モニタリングで、消火器の設置場所を把握していないスタッフがいると指摘があったが、消火器だけでなくAEDも含め、利用者にも設置場所を周知すべきである。</p> <p>【改善事項】 ・情報公開請求において、情報公開規定の公開決定期限を遅れて公開している。同様なことが二度と起こらないよう対策を講じること。</p>			

《評価結果の見方》

(1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

① 4段階評価・乗率

評価	評価内容及び基準	乗率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② 5段階評価

評価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

(2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)